

# 公共施設等マネジメントの取組について

滋賀県公共施設等  
マネジメント基本方針  
(2016年3月)

対応方針

良質な性能および安全性の維持・確保  
施設総量の適正化  
施設の長寿命化、計画的な更新・改修(ハード)  
維持管理の最適化、施設の有効活用(ソフト)



持続可能で質の高いサービスの提供

資産価値の最大化

財政負担の縮減・平準化

## (主な取組)

### 建築物 (全494施設)

県が所有、管理し、また、将来、更新経費等の負担が見込まれる施設

令和2年度までに全ての施設において「長寿命化計画(個別施設計画)」を策定し、計画的に取組を推進

#### ① 良質な性能および安全性の維持・確保

「県有施設点検マニュアル」に基づき、各施設において点検を実施

#### ② 施設総量の適正化(施設評価)

全494施設を対象に、定性的・定量的な視点から、施設のあり方を検討(施設の棚卸し) 結果は、県HPで公表済

##### 見直し対象施設 125施設

	計	廃止	縮小	統合・複合化等	移転
10年以内の見直し	88	64	11	11	2
更新・改修時点の見直し	37	22	3	12	-
計	125	86	14	23	2

##### 当面存続する施設 369施設

主な148施設については、管理運営上の課題を明らかにし、運営改善の方針および、目標を設定している。

#### ③-1 施設の長寿命化(予防保全)

131施設について、長寿命化対策(予防保全)を講じ、使用期間を延伸する(通常50年 65年以上)

(対象要件)

「建築後経過年数が35年以内」+「棟当たりの総面積が500㎡以上」

施設毎に予防保全工事内容・実施予定時期を記載

(例)屋根・外壁、受変電設備、給排水設備、空調設備

#### ③-2 計画的な更新・改修

- 1以外の老朽化が著しい施設について、計画的に更新・改修

緊急性や投資効果等を見極めながら、地方債や公共建築物等長寿命化等推進基金(H27.3設置)も有効に活用

「更新・改修方針(計画期間:H28~10年間)」の策定

財政状況も踏まえつつ、10年間に更新・改修する施設や、課題整理に着手する施設を記載

#### ④ 維持管理の最適化、施設の有効活用

サービス向上や一層の効果的・効率的な維持管理を図るとともに施設の有効活用を推進(運営改善、民間活力活用、歳入確保等)

### インフラ・公営企業施設

令和2年度までに「長寿命化計画(個別施設計画)」等を策定し、計画的に取組を推進

施設類型	策定済の計画
<b>インフラ施設</b>	
道路施設	・橋梁長寿命化修繕計画 ・トンネル点検計画 ・舗装修繕計画 ・道路施設点検計画
河川管理施設	河川管理施設長寿命化計画
港湾施設	維持管理計画(4港)
治水ダム	治水ダム長寿命化計画(6ダム)
砂防関係施設	砂防関係施設長寿命化計画
公園施設	公園施設長寿命化計画
県営住宅	滋賀県営住宅長寿命化計画
農業水利施設	・滋賀県農業水利施設アセットマネジメント中長期計画 ・滋賀県ため池中長期整備計画 ・農道長寿命化計画
治山・林道施設	治山林道施設長寿命化行動計画
交通安全施設	滋賀県警察交通安全施設長寿命化計画
<b>公営企業施設</b>	
公営競技事業施設	琵琶湖モーターボート競走場 長期修繕計画書
流域下水道施設	ストックマネジメント計画(4処理区)
水道施設	企業庁アセットマネジメント計画
病院施設	(R2 長寿命化計画策定予定)

# 滋賀県公共施設等マネジメント基本方針の 中間見直しについて

## 方針(案)

行政経営方針2019実施計画に基づき、公共施設等マネジメント基本方針(以下、基本方針)は、策定後の状況変化等を踏まえ、令和2年度中に見直す方針で取り組んできたところ。

しかしながら、以下の特別委員会からいただいた意見等について、さらに整理・検討し、今後の状況変化等を見定めた上で見直すことが適当と考えられることから、より実効性のある基本方針とするため、検討期間を1年延ばし、改定時期を令和3年度とすることとしたい。

## 検討事項

### 1 主な見直し項目に係る計画等との整合性

#### “しがCO2ネットゼロ”に向けた取組

“しがCO2ネットゼロ”の実現のため、令和3年度中の「低炭素社会づくり推進条例」および「低炭素社会づくり推進計画」の改定について、現在、琵琶湖環境部で検討中。具体的な中身は、現時点で未定の部分が多い。

#### 公共施設のユニバーサルデザイン化

県全体のユニバーサルデザイン化を進めるべく、令和3年度中の「淡海ユニバーサルデザイン行動指針」の改定について、現在、健康医療福祉部が所管する「滋賀県社会福祉審議会」で議論中。本審議会では、公共施設に係る対応を盛り込むことも検討されている。

### 2 財源不足への対応

基本方針の改定にあたっては、新型コロナウイルス感染症による財政の悪化が、老朽化対策の計画的な執行に与える影響を考慮する必要があるが、未だ収束する気配はなく、今後の情勢を引き続き注視する必要がある。

### 3 国の地方財政措置の見通し

基本方針には、老朽化対策に係る経費の財源を明記することとしているが、これまでも活用してきた「公共施設等適正管理推進事業債( )」が令和3年度末で期限を迎え、延長されるか否かは現時点では不明。

( 現在、国に対して延長を要望中。 )

【長寿命化事業の概要】

充当率90%、交付税措置率30～50%(本県の令和元年度分は41.7%)

## 今後の改定のスケジュール

年 月	内 容
適宜開催	公共施設等マネジメント会議 ・見直しの内容についての意見交換
令和3年7月	滋賀県議会に報告
9月	基本方針の見直し(案)の作成 ・低炭素社会づくり推進計画(案) ・淡海ユニバーサルデザイン行動指針(案) との整合
12月	滋賀県議会に報告 滋賀県行政経営改革委員会に報告
令和4年3月	滋賀県議会に報告 基本方針の見直し